

保健所設置市救急医療担当課長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課長

北海道消防防災ヘリコプターによる救急搬送における取り扱いについて(通知)

日頃から、道の救急医療行政につきましては格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、道では消防防災ヘリコプターの活動の高度化等を図るため、「北海道消防防災ヘリコプター救急活動事後検証会」を開催し、道が要請を受け傷病者を搬送した全ての事案について、医学的な見地からの検証を行うとともに、その内容を「北海道保健医療協議会救急医療専門委員会」へ報告を行った上で、道内各消防本部及び搬送医療機関等へ周知しております。

平成30年度活動の検証結果に付された検証会意見の内容報告を行った令和2年9月30日開催の救急医療専門委員会において、早急な改善を求められたことから、道総務部危機対策局危機対策課防災航空室において次のとおり当面の取り扱いを定めましたので、今後の救急活動要請にあたっては本通知の内容をご理解の上、対応いただくようお願いいたします。

なお、貴管内関係医療機関への周知についてご協力いただくようお願いいたします。

記

1 早急に改善を求められている意見

(1) 初期臨床研修医単独の同乗について

初期臨床研修医はドクターヘリの単独搭乗を認めておらず、また、指導医を伴わない宿直は認めていない。こうしたなか、初期臨床研修医単独での防災ヘリへの搭乗は、容態の急変等に対処できない可能性もあり問題。離島等の搬送で、医師不在等の問題から初期臨床研修医のみを搭乗させざるを得ない場合があるのは理解するが、その場合は搬送先病院の医師をピックアップするなどの運用を検討すべき。

(2) 意思決定に関与できない親族の付き添いについて

ドクターヘリは、患者家族等との連絡先をしっかりと確認した上で、付添者は一切同乗させていない。新型コロナウイルス感染症の問題もあり、そういったルールの検討が必要。

2 当面の取り扱い

(1) 初期臨床研修医単独の同乗について

初期臨床研修医単独の同乗につきましては、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に定める「様式第1号」を別添のとおり改正し、初期臨床研修医の確認欄及び搭乗理由記載欄を設けることとします。今後の要請にあたっては、防災航空室ホームページから改正後の様式を入手し、要請いただくようお願いいたします。

なお、初期臨床研修医単独の同乗に関する規定については、一定程度状況を把握した上で地域の医療体制に支障を来さないよう検討を行うこととします。

(2) 付添人の同乗について

付添人の同乗については、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」第4条の規定に基づき、「医師が必要と認めた場合は、原則として1名に限り同乗可能」としておりますが、

現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から同乗をお断りさせていただいております。

今後、同要領を改正し、付添人については、乳幼児で親の介添えが必要な場合や、本人の同意を取ることが困難で医師が必要と認める場合のみとすることとしておりますので、搬送調整にあたってはご家族のご理解をいただくよう、お願いいたします。

〔 救急医療係 黒島
TEL 011-204-5250 〕